

陸軍省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

大正九年八月十二日

内閣總理大臣原敬



第十三條ノ二ニ左ノ一號ヲ加フ

五 航空局ニ関スル事項

附表中參政官ノ項及副參政官ノ項ヲ削
リ同表參事官ノ項中「一」ヲ「二」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海軍省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

大正九年八月十二日

内閣總理大臣原敬

